

園児・児童・生徒などが新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応について Ver.2

(令和3年8月)

1 【お子さんの同居者（保護者など）が感染した場合】

◎速やかに保護者などが幼稚園・学校へ連絡をしてください。

→お子さんは感染症拡大予防のため出席停止といたします。

- ・保健福祉事務所が濃厚接触者はだれか判断します。濃厚接触者として特定されなかった場合でも、保健福祉事務所の指示により自宅待機となることもあります。

2 お子さんについて、保健福祉事務所が濃厚接触者かどうか判断します。



3 【お子さんが濃厚接触者として特定された場合】

◎保健福祉事務所の指導のもと検査などを受けます。

→検査を受けることについて、速やかに幼稚園・学校に連絡してください。

※発熱など、風邪症状で検査を受ける場合も同様です。

陰性の場合

濃厚接触をした日の翌日から起算し、2週間の自宅待機し、その間発病がなければ保健福祉事務所の指導のもと登校します。

陽性の場合

◎感染したお子さんは保健福祉事務所の指導のもと出席停止となります。



園児・児童・生徒または教職員が新型コロナウイルス感染症に感染したときの幼稚園・学校の対応

- ・直ちに臨時休業を行うのではなく、保健所と相談のうえ、教育委員会が判断します。
- ・幼稚園、学校が授業中に、欠席園児・児童・生徒の保護者から検査の結果が陽性であることの連絡を受けた場合、ご家庭に連絡し、安全対策をとったうえで園児・児童・生徒は速やかに降園・下校となる予定です。
なお、小学校については、原則保護者などへの引き渡しによる下校となりますのでご協力ください。
- ・保健福祉事務所の指導に基づき、当該園児・児童・生徒等の情報収集、濃厚接触者の特定、他の園児・児童・生徒等及び教職員の健康状態の把握、園内・校内の消毒等の対応を行います。
- ・感染状況等については園メール、学校メール、学校ホームページ、町ホームページ等でお知らせします。

